

新潟県条例第59号

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、法第18条並びに法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準)

第3条 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

- (1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。
 - (2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。
 - (3) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。
 - (4) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。
 - (5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。
- 2 前項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前の直近の9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。
- 3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(既存の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数に関する基準)

第4条 法第7条の2第5項の規定により、介護老人保健施設の入所定員数は、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

(専属の薬剤師の配置に関する基準)

第5条 法第18条の規定により、専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所の開設者は、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者とする。

(病院の従業者に関する基準)

第6条 法第21条第1項の規定により、病院に置くべき従業者は次のとおりとし、その員数は、規則で定める。

- (1) 薬剤師
- (2) 看護師及び准看護師
- (3) 看護補助者
- (4) 栄養士
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者
- (6) 理学療法士及び作業療法士

(病院の施設に関する基準)

第7条 法第21条第1項第12号の規定により、条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)
- (2) 談話室(療養病床を有する病院に限る。)
- (3) 食堂(療養病床を有する病院に限る。)
- (4) 浴室(療養病床を有する病院に限る。)

2 前項各号に掲げる施設の構造設備は、規則で定める。

(療養病床を有する診療所の従業者に関する基準)

第8条 法第21条第2項の規定により、療養病床を有する診療所に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数は、規則で定める。

- (1) 看護師及び准看護師
- (2) 看護補助者
- (3) 事務員その他の従業者

(療養病床を有する診療所の施設に関する基準)

第9条 法第21条第2項第3号の規定により、条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室

2 前項各号に掲げる施設の構造設備は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日以後に介護保険法第94条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設及び平成3年6月26日以後に介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第24条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の6の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であって介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設の入所定員(入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。)については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4条の規定は適用しない。

3 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初の省令第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を県において算定する日までの間に限り、前項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号及び第4条中「入所

定員に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

- 4 平成13年3月1日前から医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物（同日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生労働省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。）附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日以後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第7条第1項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。
- 5 平成13年3月1日前から開設されている診療所の建物（同日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所（同日以後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち第9条第1項の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。